

訪問看護重要事項説明書・契約書（医療保険）

訪問看護ステーションこころいK

重要事項説明書

ご利用者様に対する訪問看護の契約にあたり、当事業所がご利用者様に知っておいていただきたい内容を以下に説明いたします。ご不明点があれば、遠慮なくお申し出ください。

1. 指定訪問看護事業を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 ころい
代表者氏名	代表 山田 祥和
法人所在地	神奈川県伊勢原市板戸 869-4
連絡先	① 0463-64-2655
法人設立年月日	2020年2月3日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

1) 事業所の所在地等

事業所名	訪問看護ステーションころい K
設立年月日	2020年8月1日
介護保険事業所番号	1464090254
医療保険事業所番号	4090254
管理者	山田 祥和
所在地	神奈川県伊勢原市板戸 869-4
連絡先	① 0463-73-7381 ② 070-8383-0720
事業実施地域	伊勢原市・秦野市・平塚市・茅ヶ崎市・寒川町・厚木市・小田原市

2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的

指定訪問事業の適正な運営を確保するために、人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、地域で暮らすご利用者様に対し、病気や障害があっても、安心してよりより生活ができるための支援を提供することを目的とします。

運営方針

地域に暮らすご利用者様の「自己決定」を尊重し、社会復帰と精神的安定に寄り添います。定期的な訪問によって生活環境や心身の状況を観察・評価し、病状の安定・改善のために心理的医療的な提案をし、その上で自己決定を支援します。そして、多職種との連携（協働）・調整を行うことで、安心できる社会生活をサポートいたします。

私たちが大切にしていることとして

- ① 病気や障害があっても、ころい生活（喜びや楽しみがある生活）を支援していきます。
- ② **精神疾患**（二次障害）の予防に力を入れています。
- ③ **社会参加と働くこと**をサポートしていきます。

3)事業所の従業員体制・職種

2025年7月現在

	資格	常勤人数	職務内容
管理者	看護師	1	事業所管理・訪問看護業務
訪問看護師	看護師	11（管理者含）	訪問看護業務
訪問リハビリ	作業療法士	3	訪問リハビリ業務
相談支援専門員	相談支援専門員	3.5（計画相談兼務）	訪問看護補助業務
ピアサポーター	神奈川県ピアサポーター	0.5	訪問看護補助業務
事務員	事務員	0.5	事務所管理

4)営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月～金（土） 8：00～18：00 日曜・祝日・年末年始休業
訪問看護提供時間	8：00 ～ 18：00

*24時間対応体制加算（自立支援医療受給者証を利用して680円/月）の契約がありますと、**訪問看護の時以外でご相談**（電話・メール）も可能となります。

3.提供する訪問看護の内容

- 1)主治医の指示に基づき、看護師等が生活のこと、健康のこと、その他悩み事について相談に乗ります。
- 2)訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、月に1回主治医や関係機関に報告いたします。
- 3)具体的な訪問看護の内容

目標と支援の方向性：

担当看護師と、支援の方向性をご利用者様と一緒に考えていきます。

病状及び生活状況の確認：

訪問看護を実施する中で、精神症状・生活状況の観察を行い、必要ならば助言を行います。

対処方法の獲得：

不調時の対処方法を一緒に考えていきます。

認知の変容：

柔軟な考え方ができるように様々視点で助言を行います。

苦手なことを一緒に行動します：

苦手なことを一緒に行動することで自立できるように支援いたします。

楽しみの共有：

得意なことや好きなことを見出し、一緒に楽しみを共有していきます。

家族看護：

ご家族のお話をうかがい、家族内の葛藤を緩和するように支援いたします。

社会資源の紹介：

就労移行支援事業所やヘルパー事業所など、ご利用者様にあった社会資源をご紹介します。

4.提供する訪問看護の利用料・利用者負担額について（訪問看護利用料金表 P⑨参照）

※その他の費用について、改定する場合はひと月前にご利用者に文書で連絡します。

※訪問看護の利用料と自己負担額の目安は、「訪問看護利用料金表 P⑨」の通りです。

5.指定訪問看護利用料の支払い方法

前月分のご利用料金は、ひと月分まとめて、現金、引き落とし、お振込み、いずれかの方法にてお支払いください。現金の場合は、次月 10 日以降の訪問看護日にお支払いお願いいたします。お振り込みの場合、振込手数料のご負担をお願いいたします。なお、自己負担額が生じない場合でも、請求書・領収書は発行いたします。

6.訪問看護を開始するまでの流れ

- 1)主治医と相談の上、指定訪問看護の利用をご希望される場合、当事業所に直接ご連絡ください。（※自立支援医療受給者証の記載内容を確認させていただきます。）
- 2)利用者申請書を作成しましたら、事業者と指定訪問看護の契約を取り交わします。契約書は大切に保管してください。
- 3)契約の締結後、訪問看護職員は主治医から交付された指示書及びご利用者様やご家族の意向などを踏まえて、訪問看護計画を作成し、主治医に提出いたします。

※初回訪問日までに、市役所にて当訪問看護ステーションの自立支援医療の指定申請をお願いいたします。

7.留意事項

1)サービスの提供にあたって

- ・一回の訪問時間は 30 分～90 分で、基本 **60 分**とします。
- ・訪問日時は原則予約制とし、ご利用者様と話し合っって次回訪問日時を決めます。ただし、予約の日時は他のご利用者様の病状などにより、変更させていただく場合があります。その際はご連絡いたします。
- ・交通事情や他のご利用者様への緊急な訪問が発生した場合等で**訪問時間が前後する**場合があります。その際は電話連絡いたします。
- ・予約日以外でも主治医が治療上必要と判断した場合、電話連絡後訪問する場合があります。
- ・訪問する職員については、**原則担当制**をとっております。しかし、多面的な視点で関わることを目的に、担当以外の職員が訪問する場合や、諸事情により予定していた職員と異なる場合があります。その場合は事前にご連絡いたします。担当の看護師と合わない場合は担当を代えることも可能です。
- ・訪問する職員は、看護師・作業療法士・精神保健福祉士・ピアサポーター等で、医師の指示や業務上の理由、ご利用者様の状況に応じて 1 名または 2 名で訪問いたします。
- ・健康保険証・自立支援医療受給者証・公費受給者証等を写真にてご確認させていただいております。
- ・健康保険証の種類や自立支援医療受給者証の上限金額等、変更になりましたら知らせ下さい。
- ・**訪問看護中の事故**（転倒や車での事故を含む）においては、故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負いかねます。

2)看護職員の禁止事項

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為はお断りさせていただいております。

- ・ご利用者様またはご家族から、預金通帳・書類・証明書等の預かり。
- ・ご利用者様またはご家族から、金銭・物品の授受、飲食の提供。(お茶などもいただいております)
- ・ご利用者様またはご家族から、宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑行為。

8.苦情・相談申立の窓口

1)事業所の苦情・相談窓口：訪問看護ステーションころいK

苦情相談担当責任者	合同会社いんくるネット 宮田 明
電話番号	0463-86-6412
相談・苦情受付対応時間	8:30~16:30

2)その他の窓口

伊勢原市	福祉部障がい福祉課	0463-94-4711
秦野市	福祉部障がい福祉課	0463-82-7616
平塚市	障がい福祉課	0463-21-8774
厚木市	福祉部障がい福祉課	046-225-2221
茅ヶ崎市	障がい福祉課	0467-81-7159
寒川町	障がい福祉担当	0467-74-1111
二宮町	福祉保険課 福祉・障がい者支援班	0463-94-4711
松田町	福祉課	0465-83-1226
中井町	福祉課	0465-83-1226
開成町	福祉課	0465-84-0316
大井町	福祉課	0465-83-1311
小田原市	障がい福祉課	0465-33-1467
南足柄市	障害福祉班	0465-73-8047
神奈川県国民健康保険団体連合会	苦情相談課	045-329-3447

円滑かつ迅速に苦情処理を行うために、苦情があった場合はただちに責任者のご利用者様に連絡をし、詳しい事情を聴くとともに訪問看護職員からも事情を聴取します。

苦情の内容によっては、ご利用者様の関係各所と連絡を取り、ご利用者様宅を訪問し、具体的な対応を迅速に行って、その記録を保管し、再発防止に努めます。

9.個人情報の保護と秘密の保持

1)事業者は、ご利用者様およびそのご家族の有する問題や解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、ご利用者様およびそのご家族の個人情報を、情報共有するために用いることを、本重要事項説明および契約をもって同意したとみなします。

2)事業者は、業務上知り得たご利用者様およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏ら

しません。この契約が終了した後も同様です。

- 3)事業者は、ご利用者様及びそのご家族の個人情報の記録を、管理者の責任を持って管理し、処分する際は、漏洩をしないよう充分配慮いたします。
- 4)事業者は、職員が在職中に知る事ができたご利用者様およびそのご家族に関する情報を、退職後も秘密の保持に努めます。

10.記録の保管

- 1)事業者は指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、そのサービス満了の日から5年間保管します。
- 2)ご利用者様は訪問看護に関する諸記録の閲覧および写しを請求する事が出来ます。写しを必要とされる場合は写しの作成費用として、コピー1枚につき10円を負担していただきます。

11.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1)成年後見制度に関する情報提供を行います。
- 2)訪問看護提供中に、当該事業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12.緊急時の対応方法について

訪問看護提供中に、ご利用者様に病状の急変、その他緊急事態発生時報告必要時は、速やかにご家族・主治医・救急隊等に報告します。

13.損害保険への加入

指定訪問看護提供中に事故が発生した場合は、ご家族・主治医・および保険者に連絡を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。ただし、事業者は自己の責に帰すべき理由がなかった場合はこの限りではありません。

なお、事業者は以下の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	訪問看護事業共済会 ・三井住友海上火災保険株式会社（幹事） ・損害保険ジャパン株式会社 ・東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類と内容	訪問看護事業者賠償責任保険 訪問看護業務中、万一ご利用者様やそのご家族等の第三者にケガをさせたり、他人の財物を損壊させてしまった場合に、事業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

14.契約の解約・終了

- 1)ご利用者様は事業者に対して、2週間の予告期間をおいて申し出ることによって、この契約を解約することができます。ただし、ご利用者様の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は予告期間が2週間以内の申し出でもこの契約の解約ができます。
- 2)事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者様と同意の上この契約の解約ができます。
- 3)次の事由に該当した場合、ご利用者様は事業者に対し申し出ることによって直ちにこの契約の解約が出来ます。
 - ①事業者が正当な理由なく訪問看護を提供しない場合。
 - ②事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③事業者が利用者やその家族等々に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④事業者が破産した場合。
- 4)次の事由に該当した場合、事業者はご利用者様に説明後、直ちにこの契約が解除となります。
 - ①訪問看護利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払われない場合。
 - ②ご利用者様またはご家族などが、事業者や訪問看護の職員に対して、暴言・暴力・威嚇脅迫行為、業務遂行上危険を与える行為、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合。
 - ③指示書有効期間内であっても、主治医が訪問看護を有効ではないと判断した場合。
- 5)ご利用者様が死亡した場合は、この契約は自動的に終了します。

15.予約取り消し

訪問看護の提供は、予約制（病状によって、その限りではありません）ですが、ご利用者様の都合によって、キャンセルを希望する場合は**前営業日の17時30分までに**連絡をください。その場合、キャンセル料は発生しません。代替の訪問については、その時にご相談ください。

当日のキャンセルについてはキャンセル料を請求する場合がございます。（訪問看護料金表参照）
キャンセルが続く場合、ご利用を中止させていただくことがあります。

16.身分証明書の携行

職員は常に身分証明書を携行し、ご利用者様またはそのご家族から提示を求められたときは、いつでも提示いたします。

17.重要事項の変更

本重要事項説明書の内容に変更等が生じた際は、速やかにご利用者様に文書にて通知します。

指定訪問看護契約書

合同会社ころいが営む訪問看護ステーションころい K(以下、「事業者」といいます)は、ご利用者様(以下、「利用者」といいます)に対して行う訪問看護について、次の通り契約を結びます。

第1条(契約の目的)

1. 事業者は、利用者に対し、法令・【重要事項説明書】及びこの契約に従って、利用者が可能な限りその居宅において、本人の望む生き方ができるように、在宅生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

1. この契約の契約期間は契約締結時から医師が指示する期間(通常半年間)まで、若しくは第9条(【重要事項説明書】14)に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところに従って、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。

2. 利用者から事業者に対し、契約終了日の14日前までに申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条(訪問看護計画作成・変更)

1. 事業者は医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画を作成し、医師に報告します。

第4条(主治医との関係)

1. 事業者は主治医からの指示を文書で受け、訪問看護サービスの提供を開始します。

2. 事業者は「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条(訪問看護サービスの内容)

1. 事業者は【重要事項説明書】3に定めた内容について、利用者には説明を行います。

第6条(サービス提供の記録)

1. 事業者は【重要事項説明書】10に定めた内容について、利用者には説明を行います。

第7条(料金)

1. 利用者は、訪問看護のサービス料として、【訪問看護料金表】に定める保険点数ごとの料金に基づき、算定された月ごとの合計金額を事業者には支払います。

2. 事業者は、当月料金の合計額を明細請求書に付して翌月10日以降に利用者へ送付します。

3. 利用者は当月料金の合計額を事業者の指定する方法(【重要事項説明書】5)で支払います。

4. 利用者の居宅において、サービス提供するために使用する電気・ガス・水道・電話等の費用は利用者負担とします。

第8条(料金の変更)

1. 事業者は、保険点数変更による料金の変更(増額または減額)があった場合、利用者に対して1カ月前までに文書で申し入れます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、申し出ることによって契約を解除できます。

第9条(契約の終了)

1. 事業者は【重要事項説明書】14に定めた内容について説明します。

第10条(サービスの中止)

1. 事業者は【重要事項説明書】15に定めた内容について説明します。

第11条(秘密保持)

1. 事業者は【重要事項説明書】9に定めた内容について説明します。

第12条(緊急時の対応)

1. 事業者は【重要事項説明書】12に定めた内容について説明します。

第13条(賠償責任)

1. 事業者は【重要事項説明書】13に定めた内容について説明します。

第14条(身分証明書の携行)

1. 事業者は【重要事項説明書】16に定めた内容について説明します。

第15条(連携)

1. 事業者は訪問看護サービス提供にあたり、福祉サービス・保健医療サービス等を提供する者と密接な連携に努めます。

第16条(相談・苦情)

1. 事業者は【重要事項説明書】8に定めた内容について説明します。

第17条(本契約に定めのない事項)

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、医療法その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

第18条(裁判管轄)

1. この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

◎訪問看護利用料は、自立支援医療の範囲内でお支払いいただけます。（通院・デイケア・薬局・訪問看護）
その為、以下の利用者様の負担額は当月の上限に達した金額までとなります。

◎自立支援医療は1割負担です。障がい者福祉医療証（障がい手帳1級）、小児医療証をお持ちの方、生活保護の方のお支払いはございません。

訪問看護管理療養費（皆様から毎月いただきます。）

	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
訪問初日（毎月）	¥7,670	¥767	¥1,543	¥2,301
2日以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900

複数名精神科訪問看護加算（皆様から毎回いただきます。）

	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
看・看（OT）	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
看・准	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
看・補（PSW）	¥3,000	¥300	¥600	¥900

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）（1軒におひとりの利用さまの訪問をする場合、毎回いただきます。）

	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
週3日まで30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
週4日まで30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
週4日まで30分未満	¥5,100	¥510	¥1,200	¥1,530

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）（1軒のお宅で複数の利用者さまに訪問する場合、毎回いただきます。）

同一日に2人	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
週3日まで30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
週4日まで30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
週4日まで30分未満	¥5,110	¥510	¥1,020	¥1,530

同一日に3人	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで30分以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834
週3日まで30分未満	¥2,130	¥213	¥426	¥639
週4日まで30分以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984
週4日まで30分未満	¥2,550	¥255	¥510	¥765

ベースアップ評価料（Ⅰ）

	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
ひと月	¥780	¥78	¥156	¥234

24時間対応体制加算（Ⅰ）

	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
ひと月	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040

精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）（入院中、外泊時に訪問した場合いただきます。）

	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
1回	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550

訪問看護情報提供療養費（情報を提供した場合いただきます。）

	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供費 1（市町村）	¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護情報提供費3（入院または入所する医療機関・介護老人保健施設・介護医療院）	¥1,500	¥150	¥300	¥450

退院時共同加算（入院中に退院後の生活に必要な指導・情報提供を行った場合にいただきます。）

	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
初回の訪問時	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400

◎キャンセル料 500円